

## 請願第 82 号 横浜市立大学に対する寄附金の適正管理について

### ～横浜市立大学の奨学寄附金～

#### 1 奨学寄附金の概要

##### (1) 制度概要

- ・奨学寄附金は、市立大学の研究者の学術研究や教育の充実や発展を奨励する目的で民間機関や個人から受け入れる寄附金です。
- ・市立大学では、この寄附金のうち、教員が研究活動に使用する物品等の購入に充てる直接経費は90%で、残る10%については、研究支援に係る事務部門の人件費や光熱水費等の間接経費として大学が使用しています。

##### (2) 事務フロー図

別紙1のとおり

##### (3) 過年度受入実績

	17年度	18年度	19年度
(件数)	(556件)	(618件)	(551件)
金額	406,104千円	552,065千円	535,917千円

#### 2 奨学寄附金の取扱

市立大学では、他の研究費と同様に管理しており、「公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程」に基づき、受け入れから執行に至るまで大学が機関管理しています。また、受け入れた寄附金については、奨学寄附金申込書に基づき担当教員を決め、当該教員の研究活動等に使用しています。

こうした奨学寄附金の取扱については、名古屋市立大学や大阪府立大学など他の大学でも、市立大学と同様の取扱規程等が定められており、取扱に大きな差異はありません。

【裏面あり】

### **3 これまでの研究費の不正使用防止への取組**

平成19年2月に文部科学省から『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』が示されました。これを受け、市立大学においては、平成19年4月に物品等の納品確認を専門に行う「検収センター」を設置し、さらに平成19年11月には、「公立大学法人横浜市立大学における研究費の不正使用防止の実行方針」を定め、研究費の執行ルールの学内への周知徹底を行ないました。

### **4 請願を受けた法人の対応状況**

法人では、学外からの指摘を受け、平成21年2月当初から、奨学寄附金の取扱が適正に行われているかについて、法人が調査チームを編成し、調査を実施しています。

この調査の中で、前市民総合医療センター病院長の架空請求の行為や、学校法人湘中央学園からの奨学寄附金が病院実習委託料を分割したものであることが判明しました。

（別紙2）

なお、引き続き、法人は杉山前病院長の架空請求金の使途等について、事実確認を続けております。

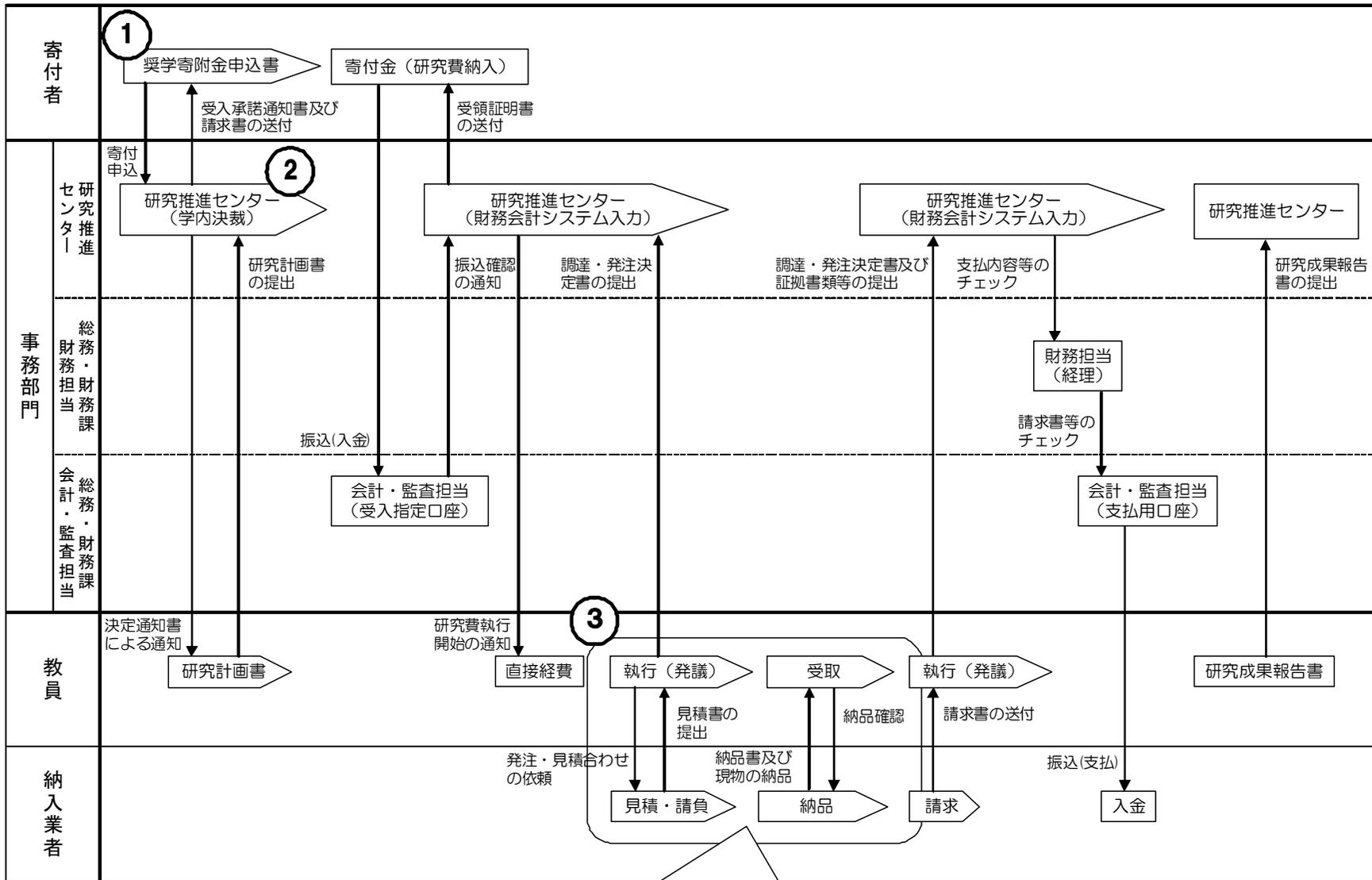
### **5 本市としての対応**

奨学寄附金の過年度の執行状況を検証するよう、既に法人に意見として伝えていきます。法人は、既に調査チームを編成し調査を進めていることから、本市としては、その調査状況を注視しています。

なお、法人の調査結果については、改めて都市経営・行政運営調整委員会に報告します。

# 奨学寄附金の事務フロー（平成18年度まで）

別紙1-1



見積・発注・納品の一連の手続が教員と業者の間で完結する制度としていたため、業者と教員が相談のうえ、納品書の内容と異なる物品を納品してもらい、受領確認することも可能な仕組みとなっていました。そのため、平成19年度から制度を改正しました。



## 前市民総合医療センター病院長の奨学寄附金に関する調査について（経過報告）

(1) 奨学寄附金でテーブルや椅子、コピー用紙等が短期間に大量に購入されていたこと、  
(2) 学校法人湘中央学園からの奨学寄附金が病院実習委託費を分割していたものであったこととの指摘が、平成21年1月下旬に学外からあり、大学として2月2日に調査チームを編成し、病院実習費との関係及び奨学寄附金の執行に関して、取扱が適正に行われていたか、調査することとしました。

現時点で、下記の内容について大学として確認できていますが、現在、杉山前病院長の架空請求金の使途等について、事実確認を続けております。

これらのことが明らかになった時点で、改めて大学として公表する予定です。

### (1) 奨学寄附金の執行について

- ① 法人調査チームによる調査の状況と現時点で明らかになっていること
  - ・ 杉山前病院長に直接面会するほか、事実関係を明らかにするための調査を継続させています。
  - ・ 架空請求金を預かっていた事務機器業者に直接面会するほか、事実関係を明らかにするための調査を継続させています。
  - ・ 調査時点での架空請求金の残高は、1,800万円余であることがわかりました。
- ② 法人調査チームに対する杉山前病院長の主張
  - ・ 平成17年度の法人化に伴い奨学寄附金の残額を市へ返還するという噂があり、平成16年度末に架空請求による発注を繰り返す処理を行った。
  - ・ 架空請求金の使途は、物品購入等であり、救命救急センター等の病院で必要なものにあてており、私的なことには使用していない。
- ③ 法人調査チームに対する事務機器業者の主張
  - ・ 自らの発案ではなく、杉山前病院長の要求に応じて行った。
  - ・ 杉山前病院長による架空請求は、平成16年度末の発注まで行われていた。
  - ・ 平成17年度以降は架空請求はない。
  - ・ 架空請求金による物品等の購入については、平成19年3月末の杉山病院長の退職後も続いており、最終の納品は平成21年1月10日であった。
- ④ 法人の今後の対応
  - ・ 架空請求を行った理由及び使途については、引き続き事実確認を行います。
  - ・ 架空請求により本学に損害を与えた分については、損害賠償請求を行ってまいります。

【裏面あり】

## (2) 学校法人湘中央学園からの奨学寄附金について

- ① 法人調査チームによる調査の状況と現時点で明らかになっていること
  - ・ 学校法人に直接面会するほか、事実関係を明らかにするための調査を継続させています。
  - ・ 杉山前病院長に直接面会するほか、事実関係を明らかにするための調査を継続させています。
  - ・ 学校法人からの奨学寄附金については、市大センター病院へ学生実習を依頼する際の委託経費である、一人あたり単価10,400円を奨学寄附金に80%、病院実習委託費に20%の割合で分割して、支払っていました。
  - ・ これは、平成8年度から開始されており平成8年度から平成17年度までは、病院実習委託経費の80%相当額にさらに50万円を加えた金額を奨学寄附金として寄附していました。
  
- ② 法人調査チームに対する学校法人の主張
  - ・ どのような理由で分割し、支払ってきたのか不明です。
  
- ③ 法人調査チームに対する杉山前病院長の主張
  - ・ 病院実習委託費が奨学寄附金とに分割されていたことは承知していない。
  
- ④ 法人調査チームとしての見解
  - ・ 杉山前病院長は、当時、病院実習委託費が奨学寄附金とに分割されていたことについて、研究者並びに救命救急センター長として知りうる立場にあったと考えています。
  - ・ 奨学寄附金及び病院実習委託費のいずれも大学の収入となるものの、杉山前病院長にわざわざ分割して納入依頼するとの意識があったとすれば、極めて不適切であると考えています。
  
- ⑤ 法人による今後の対応
  - ・ 平成20年度の納入分については、奨学寄附金を学校法人へ返還のうえ、病院実習委託費として改めて支払いいただくよう改善する予定です(学校法人も応じる意向を示しています。)